

ベビーカーレンタル規約

第1条 (目的)

1. 本ベビーカーレンタル規約（以下「本規約」といいます。）は、ベルトラ株式会社（以下「当社」といいます）と会員との間において当社を貸主とし、会員を借主とするベビーカーの使用貸借契約（以下「レンタル契約」といいます。）に必要な事項を定め、これにより当社と会員との間の取引が公正かつ円滑に行われることを目的とします。
2. 本規約において用いられる用語は、本規約において別段の定義がなされていない限り、VELTRA 利用規約（URL : <https://www.veltra.com/jp/agreement/>）に定めるものとし、以下同様とします。における用語の定義に従うものとします。

第2条 (レンタル契約の成立)

1. レンタル契約においては、レンタルの目的であるベビーカーの種類、数量、レンタル期間、貸渡場所、返還場所その他のベビーカーのレンタルにあたって必要な事項を定めるものとします。
2. 会員は、当社が運営する現地体験型アクティビティ専門予約サイト「VELTRA」（以下「本サービス」といいます。）において、当社が定める方法により、レンタル契約の申込み（以下「申込み」といいます。）を行うものとします。
3. 当社が前項の申込みに対して当社の定める方法により承諾の通知を発信したことをもって、会員と当社との間で、①本規約、②本サービス上のベビーカーレンタルサービスに関するウェブページに記載の注意事項及び詳細条件、③申込み時に会員が選択、入力した情報（以下「本レンタル契約条件」と総称します）を内容とするレンタル契約が成立するものとします。なお、会員は本レンタル契約条件の内容を承諾の上、当該申込みを行うものとし、会員が申込みを行った時点で、当社は、会員が本レンタル契約条件の内容を承諾しているものとみなします。
4. 当社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾せず又は承諾を留保することができます。
 - (1) 当社のベビーカーの在庫が不足しているとき
 - (2) 会員が実在しないとき
 - (3) 当社が会員に送信した電子メール等が到達しなかったとき
 - (4) 当社が会員に対して申込時に提供を求める情報について、虚偽の記載、誤又は記載漏れがあったとき
 - (5) 会員が過去に本サービスの利用料の支払いを遅延し若しくは不正に免れようとしたことがあったとき又は VELTRA 利用規約に違反したことがあったとき

- (6) 会員が本規約に違反したことを理由として、当社からレンタル契約を解除されたことがあったとき
 - (7) 会員が第12条第1項各号のいずれかに該当し又は同条第2項各号の規定に該当する行為を行ったとき
 - (8) その他当社が不適切であると判断したとき
5. 前項の規定に基づいて、当社が申込みを承諾せず又は承諾を留保する場合には、その旨を会員に通知します。ただし、当社は、承諾をしなかったこと又は承諾を留保したことによる一切の責任を負わず、前項1号の場合を除き、申込みを承諾しなかった又は留保した理由について一切開示義務を負わないものとします。
 6. 本条第3項の規定に基づいてレンタル契約が成立した時点以降の申込みのキャンセル可否及びその条件については、本サービス上のベビーカーレンタルサービスに関するウェブページに記載の注意事項及び詳細条件に則ります。
 7. 本規約の定めはレンタル契約に対して共通に適用されるものとし、本規約とレンタル契約の内容が異なる場合、レンタル契約の内容が本規約に優先するものとします。

第3条 (貸渡)

1. 当社は会員に対し、ベビーカーの点検を実施し必要な整備を実施したベビーカーを、レンタル契約に基づき貸し渡すものとします。
2. 当社は、以下に該当する場合には、ベビーカーの貸渡しを拒絶し、レンタル契約を解除することができるものとします。
 - (1) レンタル契約成立後にベビーカーに整備不良、故障その他貸渡しが不可となる事情が発生したとき。
 - (2) ベビーカーに乗せる子供が、ベビーカーの適正身長や体重ではないとき
 - (3) 会員が麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき
 - (4) 第2条第4項各号のいずれかに該当した場合
 - (5) その他当社が不適切であると判断したとき
3. 当社が前項の規定によりレンタル契約を解除した場合には、会員に損害が生じても当社は何らこれを賠償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとします。
4. 第2項第1号に該当する場合には、当社は会員に対し、かかる事情が明らかになった時点で、可及的速やかに連絡、通知をするものとします。
5. 会員は、ベビーカーの引渡しを受けるにあたり、ベビーカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、ベビーカーが本レンタル契約条件を満たしていることを確認するものとします。

6. 会員が前項の確認時において特段の申出をしない場合には、会員は当該ベビーカーの仕様、品質、性能等について承諾したものとみなし、ベビーカーは現状有姿で貸し渡されるものとします。

第4条 (使用)

1. 会員は、ベビーカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用期間」といいます。）、善良な管理者の注意をもってベビーカーを使用し、保管するものとします。
2. 会員は、使用期間中に次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) ベビーカーを通常の使用方法以外の方法又は目的で使用すること
 - (2) ベビーカーを改造又は改装する等、その原状を変更すること
 - (3) ベビーカーを第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸、占有移転等の処分をすること
 - (4) ベビーカーを沖縄本島外に持ち出すこと
 - (5) その他レンタル契約に違反する行為をすること

第5条 (返還)

1. 会員は、ベビーカーをレンタル期間満了時までにレンタル契約所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 会員は、天災その他の不可抗力によりレンタル期間内にベビーカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
3. 会員は、当社の立会いのもとに、ベビーカーを返還するものとします。ただし、当社が認めた場合、立会い無しで返還できるものとします。
4. 会員は、ベビーカーの返還にあたって、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、ベビーカーを原状に復して返還するものとします。会員がこれを怠った場合、会員は当社に対して、修理費用等の原状回復費用相当額を支払うものとします。
5. 会員は、ベビーカーの返還にあたって、ベビーカー内に会員の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、ベビーカーの返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。
6. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、ベビーカーの所在を確認するために必要な措置を実施するものとします。
 - (1) レンタル期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき
 - (2) 会員の所在が不明である等、ベビーカーが返還される見込みがないと当社が判断したとき
7. 前項各号に該当する場合、会員は、申込み時点において本サービス上のベビーカーレンタルサービスに関するウェブページに別途定められていた延滞料並びに当

社が会員の探索及びベビーカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第6条 (故障時の措置)

会員は、ベビーカーの使用中にベビーカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第7条 (事故発生時の措置)

1. 会員は、ベビーカーの使用中にベビーカーにかかる事故が発生したときは、直ちに使用を中止し、事故の大小にかかわらず法令上求められる措置をとるとともに、次の定めを遵守するものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を警察及び当社に報告し、当社の指示に従うこと
 - (2) 前号の指示に基づきベビーカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定するショップで行うこと
 - (3) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること
2. 会員は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
3. 当社は、会員のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。なお、当社は使用期間中に起きた事故や怪我・その他のトラブルに関して、一切の責任を負いかねます。

第8条 (紛失、盗難時の措置)

会員は、使用中にベビーカーの紛失又は盗難が発生したときその他被害を受けたときは、直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うものとします。

第9条 (利用不能等によるレンタル契約の終了)

1. 使用期間中において故障、事故、紛失、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりベビーカーが使用できなくなったときは、レンタル契約は終了するものとします。
2. 会員は、前項の場合において当社がベビーカーを引き取る対応を行ったとき又はベビーカーの修理が必要となったときは、これらの対応及び修理に要する費用を負担するものとします。ただし、故障等が当社の責めに帰すべき事由である場合にはこの限りでないものとします。
3. 会員は、第1項の場合において、ベビーカーが返還不能となったとき、修理が不可能な状態となったとき又は修理に過分の費用を要するときは、当社に対して当該ベビーカーの価格相当額を支払うものとします。ただし、故障等が当社の責めに

帰すべき事由である場合にはこの限りでないものとします。

4. 会員は、故障等によりベビーカーを使用できなかつたことにより生ずる損害について、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

第10条 (解除)

1. 会員が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は、会員に事前に通知又は催告することなく、レンタル契約を解除し、会員に対してベビーカーの返還を請求することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくはこれに類する手続の開始の申立てがあつた場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条 (免責及び補償)

1. 当社は、会員がベビーカーを使用されるにあたって会員の使用上の不注意によつて生じた損害、その他レンタル契約に関連して会員が被つた損害について、一切の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任の範囲は当社の責めに帰すべき事由により現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。
2. 会員は、レンタル契約に関連して第三者との間で生じた紛争等については、自己の費用負担と責任において対応及び解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. 会員は、会員の本規約に反する行為に関連して当社又はその関係者が損失、支出、損害、債務等を負担した場合、その一切について、補償するものとします。

第12条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び会員は、自ら又は自らの役員若しくは実質的に支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び下記の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び会員は、自ら又は第三者を利用して下記の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び会員は、相手方が前各項のいずれかに違反したとき、又は違反していたことが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちに本規約に基づく契約及びレンタル契約を解除することができます。
4. 前項により解除権を行使した当事者は、被った損害がある場合は、本規約の他の規定にかかわらず、相手方に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。
5. 当社及び会員は、第3項により解除権を行使したときのほか、相手方又はその役員ないし従業員が暴力団等であることを理由として詐欺・錯誤等に基づき本規約に基づく契約及びレンタル契約を終了したことにより、相手方に損害が生じたとしても、相手方に対し、これによる一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第13条 (譲渡)

会員は、当社の書面による承諾なく、本規約に基づく契約上の地位又はレンタル契約に基づく権利若しくは義務について、第三者に譲渡、移転、担保設定し又はその他の処分をしてはなりません。

第14条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定又は部分は、継続して完全に効力を有するものとし、当社及び会員は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の

趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第15条 (準拠法及び管轄)

1. 本規約及びレンタル契約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約又はレンタル契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(以下、余白)